

## 2025 年度の大学評価について

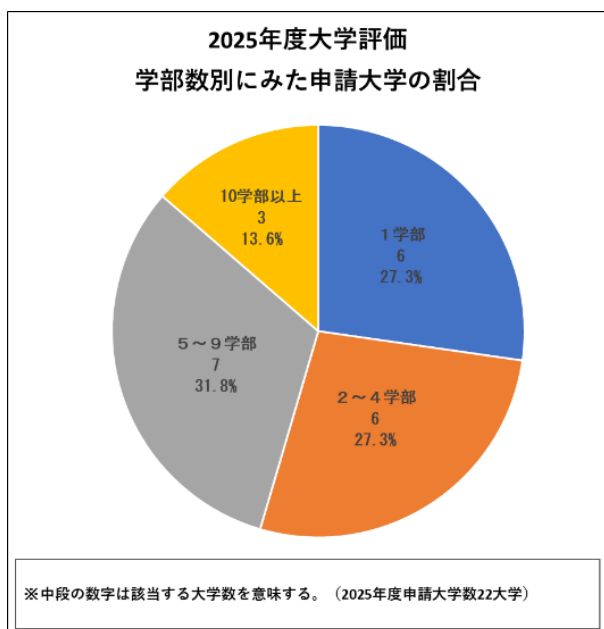
2025年度は、第4期認証評価の初年度にあたり、22大学の評価を実施しました。本協会における大学評価は、評価対象大学ごとに設置する大学評価分科会及び全大学の財務について評価する大学財務評価分科会による書面評価と実地調査を通じて行います。各分科会がまとめた「大学評価(認証評価)結果(分科会最終案)」を、大学評価委員会の正副委員長・幹事及び特別大学評価員が2日間かけて審議し、さらに大学評価委員会で2日間かけて1大学ずつ審議したのち、各大学から申立てられた意見とそれへの対応に係る同委員会での審議を経て、理事会が大学評価(認証評価)結果として最終決定しています。

上記のような検討を経て、決定された評価結果に関して、各種提言を分析し、2025年度大学評価の状況を以下の通り振り返ります。

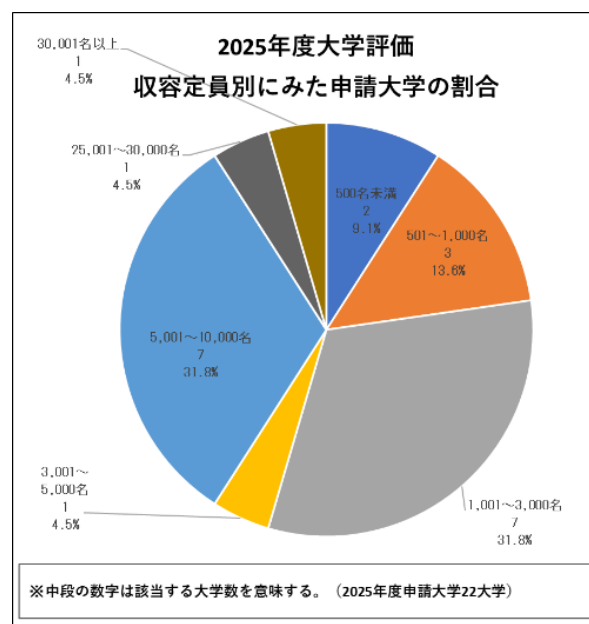
### 1. 評価対象大学の状況

2025年度の評価対象大学は、22大学すべてが私立大学でした。また、今年度は、設置する学部数で見ると5～9学部の大学からの申請が31.8%と最も多く(図①)、収容定員から見ると1,001人から3,000人の大学と5,001人から10,000人の大学がそれぞれ31.8%を占めており(図②)、2024年度に比べるとやや規模の大きい大学からの申請が多かったといえます。

これらの22大学のうち20大学を大学基準に「適合」していると判定しました。



【図①】

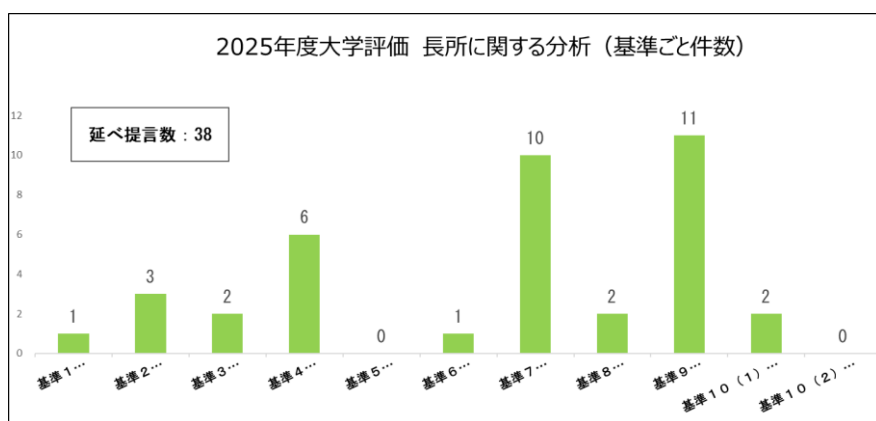


【図②】

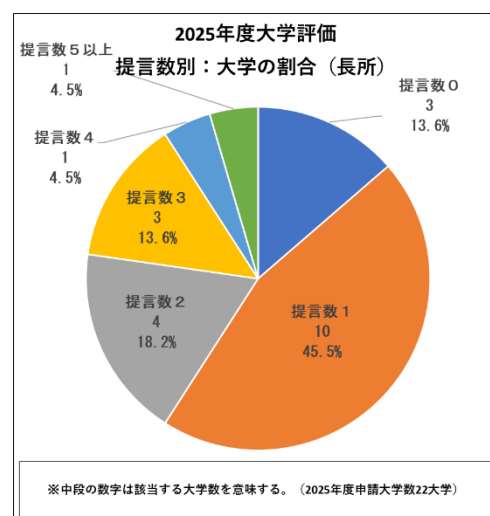
## 2. 評価結果の提言に関する分析

認証評価の第4期目となって、大学評価における提言は、以前から存在していた「長所」「改善課題」及び「是正勧告」の3種類に、「特に優れた取り組み」が加わりました。これは、特筆すべき取り組みをより広く「長所」として評価結果に特記できるようにしたうえで、その中でも先駆的であったり特に他の参考となり得たりするものを別建てで示す意図からです。そのため、「長所」については、これまで、成果が出ているもの、あるいは見込まれるもののみについて付していたところ、第4期では成果が見えずとも、各大学の特色をなしており、組織的・継続的・発展的な取り組みであれば付すことを可能としています。なお、「改善課題」及び「是正勧告」の定義については認証評価第3期目の大学評価から大きな変更はなく、いずれも必ず改善すべき問題点としています。

2025年度の大学評価において、「長所(特に優れた取り組みを含む)」は合計38件付されており、基準別で見ると基準9「社会連携・社会貢献」が最も多く11件、次いで基準7「学生支援」が10件、基準4「教育課程・学習成果」が6件となっています(図③)。第3期の大学評価においても、基準9、基準7及び基準4は多くの年度で「長所」の多い基準上位3つとなっていたことから、その傾向は変わっていません。また、大学ごとに付された数を見ると、1件のみが10大学(45.5%)と最多で、4件以上あった大学は2大学(9%)でした(図④)。



【図③】



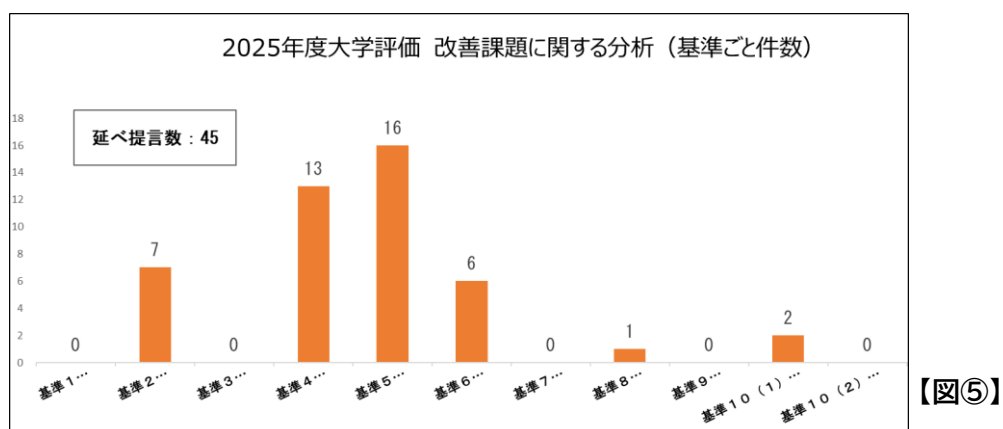
【図④】

第4期から始まった「特に優れた取り組み」については、「長所」のなかで一定の成果があり、かつ「先駆性や独創性、独自性が見られる」もの又は「他の大学の参考にもなりうる要素が見られる」ものとしています。本年度は、上記38件の「長所」のなかから、基準2「内部質保証」で2件、基準9「社会連携・社会貢献」で3件が選出されました。これら5件の「特に優れた取り組み」については、仮に「先駆性や独創性、独自性が見られる」ものと「他の大学の参考にもなりうる要素が見られる」もののいずれの面が強いかで2分類すると、前者が2件(基準2と基準9で1件ずつ)、後者が3件(基準2が1件、基準9が2件)という内訳になっています。これら「特に優れた取り組み」については、今後も事例を積み重ねつつ、各大学が参考にしやすくなるよう、本協会としても情報の発信や共有に努めていきたいと思っております。

大学の改善・向上に向けて自己点検・評価を行うなかで、自身の特徴や個性を明らかにすることはとても重要です。本協会の評価においても、各大学の個性や特徴をなるべく取り上げ、大学自身や社会がそれに目を向けられるよう、さまざまな取り組みを行っております。そのひとつが、「特に優れた取り組み」の新設を含む「長所」記載の変更ですが、第3期と比べ幅広い取り組みを取り上げることが可能となったため、各大学においては、特に力を入れている取り組み等を点検・評価報告書において積極的に記載することをご検討ください。その際、根拠となる資料を提示することが必要であり、評価者との直接的な対話の機会である実地調査をどのように活用するか検討することは重要です。認証評価が第4期目を迎えて「長所」の記載だけでなく、他にも、実地調査における学外ステークホルダーインタビューの導入等も図りましたが、力を入れる取り組みを知る方を対象者として大学が選定することも可能です。

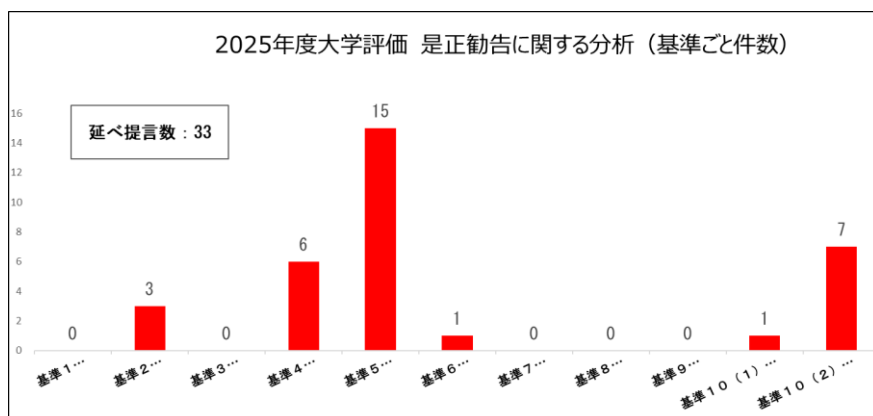
なお、評価結果において「長所」「特に優れた取り組み」とされた事項は、本協会ホームページの「大学の長所・特色検索」システム( <https://www.juaa.or.jp/case study/> )において、個別に検索できます。一つひとつの「長所」「特に優れた取り組み」ごとに具体的な内容を公表しております。正会員校以外の方々も使用可能なので、社会一般の方々を含め広くご活用いただければと思います。

次に「改善課題」について全体を総括すると、提言は基準5「学生の受け入れ」が16件と最も多く、次いで基準4「教育・学習」が13件、基準2「内部質保証」が7件でした(図⑤)。「改善課題」が多く付される基準の傾向は、2020年度以降変わっていません。このうち、基準4「教育・学習」の「改善課題」では、学習成果の把握・評価が不十分な学部・研究科に対する指摘が10件であり、割合としては昨年度より1割程度低下しています。



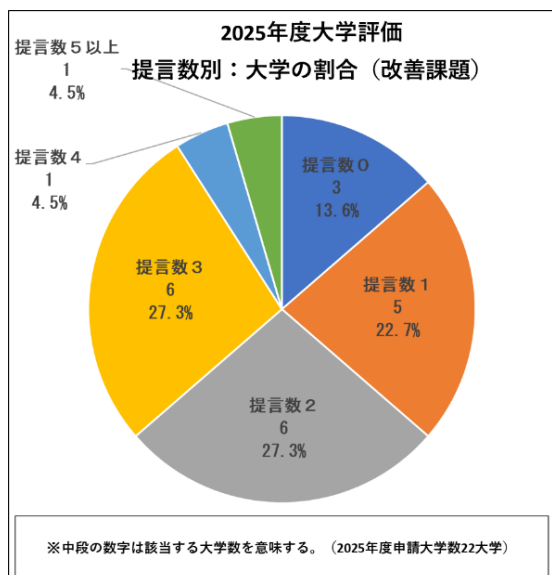
問題点に関するもう一種類の提言である「是正勧告」については、「改善課題」と同様、基準5「学生の受け入れ」が最も多い15件、次いで、基準10(2)「財務」が7件、基準4「教育・学習」が6件となっています(図⑥)。基準2「内部質保証」については第3期(2024年度は22件)と比較するとかなり減少しており、各大学の内部質保証システムが改善傾向にあることが見て取れます。本年度は基準5「学生の受け入れ」及び基準10(2)「財務」に関する是正勧告の割合が高く、少子化に伴う大学の状況の厳しさを強く感じる動きとなりました。基準10(2)「財務」については、財政

基盤の確立のみではなく、財政計画の策定、つまり大学(設置法人)の状況を踏まえた計画を立て、それに沿った対応を実施していくことを求める提言も多くあります。また、基準4「教育・学習」の「是正勧告」は、1件を除いた残り全てが大学院に対する指摘でした。大学院に関する提言が多いことは、第3期後半と共通した傾向です。大学院は学生数が少ない場合が多く、また各学生の研究が中心のカリキュラムとなるため、一概に決めにくい部分ではありますが、授与する学位に見合った教育機会を提供し、その成果を保証する必要性に変わりはなく、大学や研究科としての方向性を持って、それに沿った教育を実施していくことが重要であると本協会では考えています。

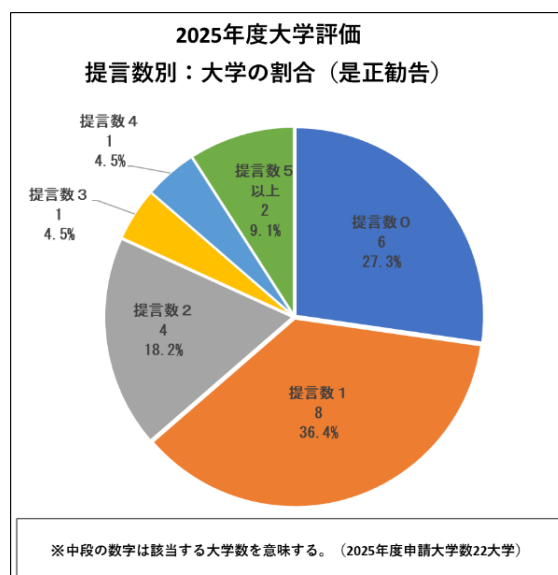


【図⑥】

問題点に関するこれらの提言の大学ごとの数を見ると、まず「改善課題」は、5件以上が1大学(4.5%)であり昨年度(37 大学中5大学(13.5%))からは、割合が大幅に低下しています(図⑦)。また、何らかの重大な問題を抱え、「是正勧告」が付されたのは、16 大学(72.7%)でした(図⑧)。



【図⑦】



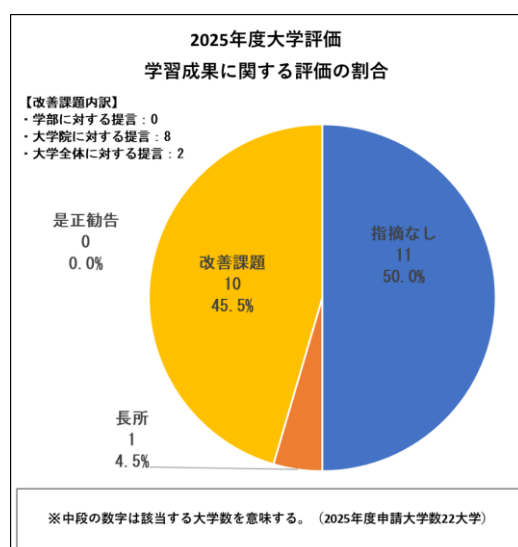
【図⑧】

### 3. 「内部質保証」と「学習成果」に関する分析

第4期において、本協会では「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質化を問う」ことを主軸とした評価を実施することとしています。「内部質保証」においては、教育の企画・設計とその実施に内部質保証システムがどのように関わっているかという点を、これまでより重視しています。

評価結果の基準2「内部質保証」において、「長所(「特に優れた取り組み」含む)」が付されたのは3大学(13.6%)で計3件、いずれの提言も付されなかったのは11大学(50.0%)であるのに対し、「改善課題」が付されたのは5大学(22.7%)で計6件、「是正勧告」が付されたのは3大学(13.6%)で計3件と、全体の36.3%の大学で問題を指摘しています。2024年度は、内部質保証の有効性に提言がついた大学が全体の73.0%であったことに鑑みると、本年度の内部質保証に関する問題点の提言は大幅に減少しています。実際の提言内容に即して比較すると、内部質保証の体制や機能に問題を抱えている大学は、減少していると見ることができます。一方で、第4期において重視している、教育の企画・設計及びその実施に関して、全学的な調整等の機能に課題がある場合がまれでなく、提言となったケースも1件ありました。また、「提言」として指摘があるものだけではなく、評価結果本文(「概評」)にも目を向けると、外部評価等の客観的な視点の導入や、IR等の教育に関する組織の活用が課題となっているケースが複数見受けられます。さらに、内部質保証システムが硬直化し逆機能を起こしてしまわないよう、大学は定期的に点検し、状況に応じて見直していくことが大切ですが、こうしたことが系統だで行われていなかったために、概評のなかで今後の取り組みを求めたケースも少なくありませんでした。基礎となる内部質保証システムを整える段階を終えた大学は増えてきているといえるものの、客観性を高めることや、教育の質を保証するさらなる適切な方法を模索することは、どの大学にとっても継続的に追求していくべき点だと考えられます。

内部質保証は、各学生に良い学習経験を可能とし成果を保証するためのものであるため、学習成果の設定とそれに基づく教育活動の適切な展開はもとより、学習成果を適切に把握・評価することは重要です。別言すれば、学習成果の把握・評価が適切になされることは、それを踏まえた教育の振り返りと改善等へと連結することで、内部質保証の実質性を高めるといえます。このことに関し、評価結果の基準4「教育課程・学習成果」において「長所」が付されたのは1大学(4.5%)、いずれの提言も付されなかったのは11大学(50%)、(図9)で、「改善課題」が付されたのは10大学(45.5%)で、「是正勧告」が付された大学はありませんでした。学習成果については、測定指標や測定方法が学位授与方針に示した知識、技能、態度等の修得度・達成度を測るのに適しているかと



【図9】

いう観点のポイントです。本年度の「改善課題」のうち、8つが大学院で学習成果の把握・評価が不十分であるとの指摘でした。

また、学習成果に関する長所は、独自に定めるコンピテンシーに照らし、学位授与方針に掲げた学習成果を測定することが適切にできているほか、学習成果の測定結果を活用し、学生の学習を促すための工夫を全学的に進めているという取り組みに付しました。この取り組みのように、測定した学習成果については、大学として実現したい教育と、現状のギャップを認識したうえで、カリキュラムや教育方法の検討、学生自身の学習等、教育の改善に活用することが望まれます。

既述の通り、認証評価第4期目の大学評価において、内部質保証については、その仕組みが教育の企画・実施等の面にも組み込まれ、それが何につながったのかがこれまでより重視されています。本協会ホームページにて公表している「評価項目・評価の視点」(大学評価ハンドブック 資料2:[https://www.juaa.or.jp/accreditation/institution/university\\_2026/](https://www.juaa.or.jp/accreditation/institution/university_2026/))の「基準2 内部質保証」の項目では、その一つの表れとなる教学マネジメント関係の視点として、「教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか」という記載があります。ここでいう「調整」とは全学的な方針を示して全体を方向付ける、学部・研究科等に指示・依頼をするといったことを指し、「支援」は統計的な情報や必要な研修・資料を学部・研究科等に提供するといったことを指します。同資料にはより具体的な視点についても記載がありますので、この点に留意したうえで、学習成果の活用を意識して内部質保証の仕組みをご検討いただければと思います。

内部質保証に関して課題を感じている場合、「評価結果検索ページ」から他大学の内部質保証推進組織の取り組み事例を参照いただくことをお勧めします。また、内部質保証体制そのものに課題が見られる場合は、今一度、内部質保証に関わる各組織の規模や権限、役割分担の見直しを行うことも有効と考えられます。そのほかに、今年度も含め、これまでの評価における内部質保証の特色ある取り組みは、先述の「大学の長所・特色検索」システム([https://www.juaa.or.jp/case\\_study/](https://www.juaa.or.jp/case_study/))や、各大学の認証評価担当者向けの説明会資料である「事例報告校の取り組みについて」(<https://www.juaa.or.jp/accreditation/institution/debriefing/>)において、各大学のコメント及び資料とともにご紹介しています。参考までにぜひご覧ください。

#### 4. おわりに

大学評価が 2011 年度に認証評価の第2期目を迎えるのを機に、本協会はいちはやく内部質保証という概念を取り入れ、各大学の取り組みを促してきました。その概念は徐々に理解されるようになり取り組みも広がり、2025 年度からの大学評価では、「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性」へと段階を進めて評価をするに至っています。すなわち、内部質保証を点検・評価をほぼ同義に捉え、体制や手続を整備する段階を抜け、それを教育の充実、学生の学習経験、学習成果の向上にどれだけ有効に結び付けられるかがより重視されるようになりました。この意味で、内部質保証を、狭く点検・評価の実施と改善とだけ理解せずに、いわゆる教学

マネジメントを含め、教育の企画・設計から始まるプロセスの総体で捉える必要があります。2025年度の大学評価を通して見えたのは、既述の通り、体制構築はすでに終え、一定の機能を見せている大学が多かった一方で、教育の企画・設計及びその実施に関して、全学的な調整等の機能に課題がある場合もあったことです。内部質保証がより実質化する、すなわち、教育・学習に良い効果をもたらすものとなることが本協会としての願いですが、各大学においては、この大学評価を一つのきっかけとして、教育の企画・設計等での組織的営為を含む内部質保証の充実につなげて下さることを望みます。

評価結果に特記する「長所」を改革し、「特に優れた取り組み」との二段構えにしたのは、改めて述べれば、より多くの取り組みを「長所」として取り上げ、かつ、先駆性等が指摘できるものを別建てで示す意図からです。この改革の成否は、評価結果を読み手がどのように受け止め、参照して自らの取り組みを検討しようとするか、各大学の反応をまって判断せざるを得ないものですが、評価を受けた大学に対して行っている調査等の結果を踏まえ、本協会としては引き続き効果を検証して行かなければならないと考えています。

このほか、外部ステークホルダーインタビューなど、2025年度の評価から取り入れたものも複数あります。「弾力的措置」として、大学の重点事項に特化した柔軟な評価も初めて行いました。本資料は主に提言分析によって構成していますので、これらの措置の有効性を必ずしも全面的に把握できているわけではありません。本協会としては、提言分析に還元しきれない様々な検証を重ね、今後その効果を確認していきたいと考えます。そしてそうしたことを通じ、今後とも各大学における内部質保証の取り組みを支援し、教育研究活動の充実に寄与できるよう取り組み、大学団体として設立された本協会の役割を果たしてまいります。

以上